

山口県報

平成23年
3月15日
(火曜日)

目 次

条例
山口県議会の議員の選挙区について公職選挙法の規定を適用する場合における人口の特例に関する条例

山口県議会の議員の選挙区について公職選挙法の規定を適用する場合における人口の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十七号

山口県議会の議員の選挙区について公職選挙法の規定を適用する場合における人口の特例に関する条例

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号。以下「法」という。）第一条第一項の規定により行われる選挙における山口県議会の議員の選挙区につき公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第二項、第三項及び第八項の規定を適用する場合における人口については、法附則第二条第一項の規定により、官報で公示された平成十七年の国勢調査の結果による人口による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十三年三月十五日
印刷

発行人

山口県知事